

## 〈論説〉

# 有機農業推進のための「有機」表示と認証をめぐる課題 —IFOAMのPGS視点をもつ「提携」推奨へ向けて—

久保田 裕子

## 要 約

有機農業推進法（2006 公布）に基づく「有機農業推進基本方針」（2007 年 4 月）は、ほぼ 5 年ごとの見直し規定があり、このほど 2014 年 4 月に第二期の新基本方針が公表された。第一期を振り返り、新基本方針を策定する論議の過程で、二つの大きな課題が明らかになった。一つは日本の有機農業運動の特徴をなす「提携」（産消提携）を明示し推進すること、もう一つは、有機 JAS 検査認証制度に抛らない「有機」表示や情報提供を有機農家が気兼ねなくできるようにするための方策を積極的に議論し実現させていくことである。

本稿は、この基本方針策定過程における論議の動向を、特にこの課題に積極的に取り組んできた日本有機農業研究会・日本有機農業学会における議論をたどりつつ論点を明らかにする。そして、今後の実践的課題として、国際有機農業運動連盟（IFOAM）が提唱している「有機」の PGS（参加型保証システム）の積極的活用を提起する。PGS は、IFOAM がこれまで進めてきた第三者機関による「有機」認証と並ぶもう一つの公式の「有機」の保証／認証のしくみと位置づけられており、日本における活用は、国際的な動きとも連動し、グローバルな連帯にもつながる。

## キーワード

有機農業運動 「提携」（産消提携） CSA PGS（参加型保証システム）

## 目次

### はじめに—目的と課題

- 1 第二期「有機農業推進基本方針」策定過程の有機農業団体の動きと「提携」推進の明記
  - (1) 策定過程における有機農業団体等の動き
  - (2) 「基本方針」への「提携」（産消提携）の明記
- 2 第二期「有機農業推進基本方針」策定過程で提起された「有機」表示と認証をめぐる課題
  - (1) 「有機」表示認証問題の背景

- (2) 有機 JAS 認証を取得しない有機農家の実情
  - (3) 諸外国で高まる IFOAM が提唱する PGS (参加型保証システム) への関心
  - 3 「有機」表示認証の改善と当面の措置の提言
    - (1) 「有機」表示認証に関する日本有機農学研究会の提言
    - (2) 第三者認証制度を超える改善の方向性
    - (3) 現行 JAS 法枠内での「有機」表示と情報提供の活用
  - 4 IFOAM の PGS の可能性
    - (1) IFOAM が提唱する PGS のねらい
    - (2) 認証を超え、地域の持続的発展を促す PGS
    - (3) PGS 視点をもつ「提携」の推奨活動
- おわりに

## はじめに—目的と課題

「2011・3・11」東日本大震災・福島原発事故は未曾有の放射能汚染を引き起こし、その影響は計り知れない。加えて、TPP 参加交渉開始などグローバル経済の劇的な変動により、農業や地域社会に及ぼす影響が深刻度を増している。そのような中、人や地域との絆や自然とのつながりを重視した暮らし方・働き方への関心もまた、これまでにない勢いで広がっている。自然と共生する暮らし・働き方は森・里・海の農林水産業と密接に関わっているが、都市生活者(消費者)の関心の高まりは、消費者と農業者とのつながりやグリーンツーリズムを活発化させ、その中で改めて里山での暮らしや森・里・海をつなぐ人々の地域コミュニティへ向けた活動の基軸をなす有機農業への関心も高まっている<sup>(1)</sup>。

有機農業の推進については、日本では1970年代初頭から草の根の運動が都市生活者(消費者)も巻き込んで行われてきたが、そうした有機農業運動の延長線上に、2006年12月、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号。以下、有機農業推進法と略す。)が制定されている<sup>(2)</sup>。すでに同法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」と略す。)

(2)

の策定（2007年4月27日）から7年経過し、第二期の基本方針が2014年4月25日に公表されたところである。

この第二期へ向けた「基本方針」策定過程では、有機農業団体（日本有機農業学会、日本有機農業研究会、全国有機農業推進協議会、有機農業参入促進協議会等）の政策提言が積極的に行われた。そして、この法律制定に大きく寄与した超党派でつくる有機農業推進議員連盟、法制定後に設置された農林水産省の担当部署である農業環境対策課有機農業推進班の担当者等と、これら有機農業団体との間での意見交換が活発に行われた。本稿では、こうした策定過程で浮き彫りになった「提携」推進と「有機農産物」等の表示・情報提供及び認証に関わる課題に焦点を当てる。

「提携」推進については、新「基本方針」の中の有機農業者と消費者の相互理解と連携の項に「提携」／産消提携が明記されたことは画期的であり、特筆に値する。「提携」は、日本の40年以上に及ぶ有機農業運動において、その初期から実践されてきた生産者（家族経営農家・農家グループなど）と消費者（個人の集団／グループ・消費者団体・小規模の生協など）の農畜産物等の継続的な共同購入・産直方式の取扱いのしくみであり、各地に着実に有機農業を根付かせ拡げてきた。「提携」の理念と方法については、1978年、日本有機農業研究会（以下、日有研と略す。）が「提携10か条」「提携10原則」と呼ばれる「生産者と消費者の提携の方法について」を定め、公表している。多かれ少なかれ、各地の「提携」活動は、この指針を参考にしながら実施されてきた。

「提携」とは、この「基本方針」の中では、「農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。」と、必要最小限に簡潔に定義されているが、この言葉は、運動の実体を伴う、歴史的・社会的な背景をもつ用語である。1980年代に学術報告に保田茂（現在、神戸大学名誉教授）が「産消提携」という用語を使い<sup>(3)</sup>、以降、公式の場ではこの用語が使用されるようになっていく。新「基本方針」の「提携」の定義では不十分であるということになれば、日有研など実践の場

での検討を経て、運動の場で再定義する必要があるだろう。

本稿では、「有機農業の目標に向かって、生産者と消費者が共に学び支え合う相互協力・信頼を基盤に、生命・生活の糧である食べもの（農畜産物等）をつくり・はこび・たべる継続的な取組み」（「産消提携」フードシステム）であると、暫定的に規定しておく。なお、日常的にこの取組みは「提携」と呼ばれることが多く、海外でも「テイケイ」と称されることが多い。したがって、本稿では「提携」とした。

「有機」表示認証問題については、「基本方針」の文章上に結果的に明記されなかったが、JAS法の規制範囲等について周知を図ることを通して有機JAS認証を取得していない有機農家が表示・情報提供をしやすくすること、またさらに、そのような表示・情報提供のあり方について検討を進め、JAS制度に抛らない有機農業の推進に資する表示認証制度のあり方について話し合いの場を設けることに留意することが確認された。いずれも今後、これらの経過を踏まえた議論が必要である。

1では、「提携」が「基本方針」に明記された経過、2、3では、「有機」表示認証問題をめぐる議論を明らかにすることを通してその現状と課題を探り、3、4では、関連して議論になっている国際有機農業運動連盟（IFOAM）の参加型保証システム（Participatory Guarantee Systems 以下、PGSと略す。）とその日本での可能性について述べ、PGS視点をもつ「提携」推奨活動の方向性を示して、今後の実践的課題を明らかにしておきたい。

なお、本稿では敬称を略させていただいた。

## 1 第二期「有機農業推進基本方針」策定過程の有機農業団体の動きと「提携」推進の明記

### (1) 策定過程における有機農業団体等の動き

有機農業推進法は基本法的性格をもつ法律であり、その理念や目的に即した、

より具体的な施策の指針となる「基本方針」を国（農林水産省）が定めることになっている。「おおむね5年」をめどに見直す規定があり、2007年4月に定められた同方針は2011年度に見直し作業が行われるはずであった。だが、2011年3月11日の東日本大震災・福島原発事故の影響によりずれ込み、翌2012年春から実質的な議論が始まった。議論は、上述のように主要な有機農業団体等が参加し、かなり活発に行われた<sup>(4)</sup>。

この法律の制定に大きく貢献した日本有機農業学会においては、第二期有機農業推進基本方針の策定に関して学会内に「政策提言グループ」が有機農業団体関係者を加えて組織され、政策提言を行い、2013年12月に開催された第13回日本有機農業学会大会でも政策提言に関する全体セッションがもたれた<sup>(5)</sup>。有機農業運動の草分けから40年余の蓄積を有する日有研も、会内部に法律制定時から組織された有機農業推進委員会における検討を経て数次にわたる提言を行い、意見交換に積極的に参加した<sup>(6)</sup>。同様に、全国有機農業推進協議会（以下、全有協と略す。）は、会員向けに広くホームページでの募集も含めて多数の有機農業関係者からの意見をとりまとめた提言、及び主に新規参入を主に活動している有機農業参入促進協議会（以下、有参協と略す。）の提言も加わった。後者3団体においては、相互に共通する項目については共同提案の形で折衝を繰り返し行い、基本方針に反映させる努力をした<sup>(7)</sup>。

有機農業推進法は、国際動向や日本での長年に及ぶ民間での取組みを踏まえて超党派・全会一致の議員立法で成立したもので、基本理念として自然循環機能の増進・環境負荷の低減、安全かつ良質な食料の供給、生産者と消費者の相互理解と連携、自主性の尊重などを掲げ、持続可能な農業の基軸は有機農業であるという基本方向を指し示し、国・地方公共団体に有機農業推進政策の実施を義務づけるものである。

先の「基本方針」では、まず、都道府県・市町村が有機農業推進基本計画を策定すべきことを掲げた。すでに1990年代から環境保全型農業など環境視点からの化学合成肥料・農薬を削減する政策を進めてきた自治体も多く、そのよ

うな既存の計画に有機農業を位置づけることも含めて都道府県レベルでは100パーセントを達成した。第二期の課題は、その内容の充実・拡大と市町村レベルでの策定（現況16%）へと、次の一步が進められることになる。

有機農業団体等の提言は広範囲にわたり、かつ詳細なものであり、議論も多岐に及んだ。全体に関する議論の内容や経過は割愛し、本稿では、本稿の課題である「提携」推進と「有機」表示認証に関する部分について論を進めることにする。

## (2) 「基本方針」への「提携」の明記

第一期の「基本方針」には、具体的に「提携」/産消提携という用語は記されていないが、新「基本方針」では、「第1 有機農業の推進に関する基本的な事項」の第4項、及び「第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項」の第4項に、次のように明記された（傍線一引用者。以下、同じ）。

### 第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

#### 4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

### 第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

#### 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組

の推進に努める。

これまでも、これらの項は「提携」を指していると解されてきたが、「提携」という用語が明記されたことは画期的なことである。これには、日有研からの積極的な提言・意見交換や、日有研の当初からの会員で自身も「提携」を実施してきている全有協金子美登理事長の強い賛同、三団体共通提言での言及、要望があったことが大きい。そしてまた、策定手続きにおける食料農業農村審議会企画部会に設置された「有機農業に関する委員会」での蔦谷栄一座長の有機農業に対する「提携」への共感<sup>(8)</sup>、金子美登委員の積極的な発言などが相まって功を奏した。

ここでは、日有研の提言（2013年2月8日）の中の「2 講じられるべき施策」の中で、「提携」について述べた箇所を長くなるが引用しておく。ここでは、有機農業推進における「提携」の意義と、アメリカにおけるCSAの政策的位置づけが述べられている。

#### ○日有研提言（2013年2月8日）

##### (10) 産消提携の推進による消費者と生産者の連携・交流の促進

第2期の有機農業推進の基本方針では、本会が早い段階から提唱し、日本のこれまでの有機農業の定着・拡大に貢献してきた「提携」（有機農業生産者と消費者の提携、産消提携）を積極的に推進する施策を講じるべきである。

「提携」は、国際的にも“TEIKEI”という言葉で定着し、アメリカ、欧州等で、日本の提携を範とするCSA（Community Supported Agriculture、コミュニティによって支えられる農業。「地域支援型農業」とも呼ぶ。具体的には、地域の消費者が協同参画・交流するコミュニティ農場などを指す。）が拡大してきている。消費者に有機農業の魅力を伝え、有機農業の理解を深めてもらうためには、人間的な結びつきが必要であり、そのような関係性は、顔と顔の見える関係の中で農場訪問等を通じて有機農

家と交流することにより生まれる。「提携」や CSA は、流通形態の一つであることを超えたものであり、関係性や交流を大切にすることで、極めて優れた消費者との出会い・つながりの方法であるといえる。第二期の有機農業推進の基本方針では、この「提携」を有機農業推進法の理念の一つ「有機農業者と消費者の連携を図る」(第3条第3項)を総合的に推進するものと位置づけ、消費者の有機農業への理解を増進し、有機農業者及びその他の関係者との連携・交流の促進し、有機農業を推進するものとして支援すべきである。

たとえば、アメリカの連邦農務省が CSA のホームページを設け、CSA とは何か、CSA の歴史・意義、CSA の各地の団体、CSA の農場の所在等を詳細に紹介し、CSA の正しい理解と普及に資するようにしているが、日本の「提携」が国際的にも高く評価され、日本の有機農業の発展に大きく寄与し、それが日本の有機農業の一大特徴であることからすれば、このアメリカの例以上に、国や地方自治体が「提携」の正しい理解とその普及のための広報を積極的に行って然るべきである。

#### ○日有研追加提言(2013年6月15日)

・「提携」40年の実績を踏まえ、「提携」のいっそうの普及推進による着実な有機農業の充実・拡大の段階へ

—「提携」こそ、「農業者が有機農業に容易に従事することができる」しくみの一つであり、有機農業推進に不可欠な消費者の有機農業への理解を増進することができる。農業者にとっても消費者にとっても持続可能性の高い取組となりうる。有機農業推進施策において積極的に位置づけ、推進・拡充を図るべきである。

—「提携」は、後発の欧米における CSA に強い影響を与え、基本的に CSA と同様のものである。経済のグローバル化が進むなかで、世界各地で有機農業を充実させ普及拡大させるものとして急速に広がっている。



「食料農業農村基本計画」（平成 22 年 3 月）の中では、「農を支える多様な連携軸」の内の「国民理解の促進と具体的行動の喚起」の中に CSA が例示されている（p. 36）が、単なる事前契約・直接取引を超える多様な意義をもつ。特に、生産者サイドだけでなく消費者サイドにも同じ重点を置いたバランスある総合政策の推進にとって重要である。

このような提言を経て、「提携」／産消提携は「基本方針」に書き込まれ、公に認められ、支援されるべき存在になった。これは、行政が進めるのではなく、有機農業運動においてこそ積極的に取り組まれるべきであることは論を俟たない。有機農業団体は、有機農業推進法の制定時の議論においても、有機農業推進施策を上意下達ではないやり方で進めたいとしてきた。「提携」推進は、次に述べる「有機」表示認証問題を踏まえ、後述する IFOAM の PGS をヒントとする「提携」推奨の活動においても自主性をもって進められるべきであるだろう。

## 2 第二期「有機農業推進基本方針」策定過程で提起された「有機」表示と認証をめぐる課題

### (1) 「有機」表示認証問題の背景

今回の政策提言の過程で、改めて浮かび上がってきた課題に「有機」表示とその認証制度の問題がある。新「基本方針」の文章上に明記されていないが、策定の議論・意見交換の過程において、JAS 法の範囲等について周知を図ることや有機 JAS 認証を取得していない有機農家の情報提供や表示について検討していくこと、有機農業の推進に資する表示認証制度のあり方について話し合いの場を設けることに留意することが確認された。

まず、「有機」表示認証問題の背景をみておこう。

有機農業の推進のために不可欠なのは、消費者の有機農業への理解や支持で

あると同時に、店頭その他で「有機農産物」であることの表示・情報提供がわかりやすく示され、選択しやすいことである。「有機農産物」の場合、その表示内容は、農産物それ自体についてのものではなく、その農産物の栽培過程で、たとえば「化学合成農薬・化学肥料を使わなかった」という栽培方法の内容であるので、検証がむずかしいだけに、表示・情報提供は信頼度の高いものでなければならない。

「有機農産物」「有機農産物加工食品」に貼付されている「有機 JAS マーク」は、まさにそのような消費者・実需者側からの利便性に応えるものとして「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（略称 JAS 法）の一部改定（1993年に生産に関する JAS を導入、1999年に指定物資制と検査認証制度を導入）により制度化された。マークの意味を知っていれば一目でわかるので、消費者にとって便利でわかりやすく、実需者（流通業者）にとっても流通の円滑化につながる。

だが、一方の有機農業者にとっては、JAS 法の下での有機 JAS 検査認証制度に基づく有機 JAS マークの貼付（有機 JAS 認証取得）はかなり大きな負担になっている。国際規格（FAO/WHO 合同国際食品規格委員会／コーデックス委員会）と整合性をとった規格による厳格な第三者認証制度は、輸出や大規模向け・遠隔地流通向けには必要な認証制度であるが、小規模農家や地域流通にはそぐわない面がある。特に、有機農業に特徴的ともいえる家族経営の小規模農家で有畜多品目栽培をする総合的な有機農家（有畜複合有機農家）にとっては、申請・継続にかかわる事務作業や認証料などの負担が重くのしかかる。

また、諸外国では、有機農産物等の表示認証制度は、有機農業に即した単独法制によるものが一般的である。アメリカでは有機食品規格を策定する有機標準委員会は有機食品生産法の条文に書かれているし、EU も有機農業生産に関わる基準の EC 指令から今日に至っている。日本の場合、一般的な加工食品を対象とした JAS 法に組み入れられたので、加工食品の JAS 規格や熟成ハム類など特定のつくり方をした特定 JAS 規格と並んで「有機 JAS」が並んでおり、

たとえば乾めん類（うどん、そばなど）や削り節類（さばぶし、かつおぶしなど）と同列のところに「有機農産物」が並んでいるという矮小化された扱いになっている。同時に、罰則などは、大手加工食品会社と同等の扱いになる。

認証制度もこのような食品全般と同列の扱いであり、さらに、同法による指定物資制度により、「有機農産物」「有機農産物加工食品」が「指定物資」（表示に関して登録認定機関の認証を義務付け）に指定されたことから、他の加工食品にはみられない厳しい制度となっている。そのため、有機 JAS を想定した生産方法に関わる JAS 規格が JAS 法に導入された 1993 年には、消費者団体・生協・有機農業団体が大反対した経緯がある<sup>(9)</sup>。

さらに付け加えれば、有機農産物 JAS 規格では、有機生産で病害虫の防除に使える資材一覧（別表 2）のタイトルが「農薬」とされており、このことが日常用語の農薬（化学合成農薬の薬剤を指すことが多い）と混同されることで混乱をきたしている。この場合の「農薬」とは農薬取締法の対象として農業生産に使われる病害虫防除を目的とした「薬剤」その他を指すのだが、現行農薬取締法では対象範囲が広がり、有機農業に使われる防除資材までも「特定農薬」として法の対象としている。これには「地域以外のテントウムシ」や「食酢」などが含まれる。「特定農薬」導入時に、有機農業団体から大きな疑義が出され、たとえば除草をする『アイガモ』も『農薬』か?! という集会が開催されたほどである。「特定防除資材」と通称することになったはずだが、現 JAS 規格では、別表は「農薬」とされており、その中には「食酢」が含まれるというわかりにくい表現となっている。このことも、有機農産物規格や認証についての単独法制があれば、「特定農薬」部分は農薬取締法の対象から除外して個別法規に移管することができるはずである。

総合的な施策による有機農業推進を定めた有機農業推進法が制定されても、このような問題を含む有機表示認証関係は抜本的な改革がなされないまま推移した。そのような経過の中、この第二期「基本方針」へ向けた見直し論議の過程で、この「有機」表示認証制度への負担感・違和感などの訴えが続出したの

である。

## (2) 有機 JAS 認証を取得しない有機農家の実情

本節では、国内有機農業者の有機 JAS 認証取得状況と有機 JAS 認証を取得しない有機農家（以下、有機 JAS 非取得農家という。）の実情を、谷口吉光秋田県立大学教授が第13回日本有機農業学会（2013年12月）に行った個別報告「有機 JAS 認証を取得していない有機農家の動向に関する一考察－「有機農業基礎データ作成事業」をもとに－」を参考にしながらみておこう。

分析対象とされた「有機農業基礎データ作成事業」は、2010年度に MOA 文化事業団が行った有機 JAS 認証を取得していない有機農家を含む詳細な訪問調査とそれを基にした有機農家数などに関する推計値を出した調査である。

この調査が対象とした農家は、農地 10a 以上または農産物販売額年間 15 万円以上。有機農業の定義は、有機農業推進法の定義に基づき、かつ、有機 JAS 規格が定める有機農業と同等のものとした。これまで、有機 JAS を取得している有機農家だけは、有機 JAS 登録認定機関を通して農家戸数、面積などのデータが収集され公表されてきたが、有機 JAS を取得していない有機農家も含めた全国の農家数等の把握（推計値）は初めてである。

これによると、全国の有機農家戸数は約 1 万 2 千戸、耕地面積約 1 万 6 千ヘクタール、出荷量約 10 万 2 千トンであると推計されている。農業全体に占める割合は、戸数が 0・47%、面積が 0・36%、出荷量が 35%。平均年齢 59 歳

図表1 有機農家戸数の推移 (単位：戸数)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
全体	8,764	10,045	10,981	11,323	11,859
うち JAS 有機農家	2,258	3,319	3,830	3,815	3,994
うち JAS 非取得有機農家	6,506	6,726	7,151	7,508	7,865

(注1) 農林水産省「有機農業の推進について」、MOA 自然農法文化事業団『有機農業基礎データ作成事業報告書』（2011）等による。JAS 非取得有機農家数は推定値である。

(注2) 有機 JAS 認証制度の始まった頃の 2003 年 12 月末は、JAS 有機農家は 4,451 戸。

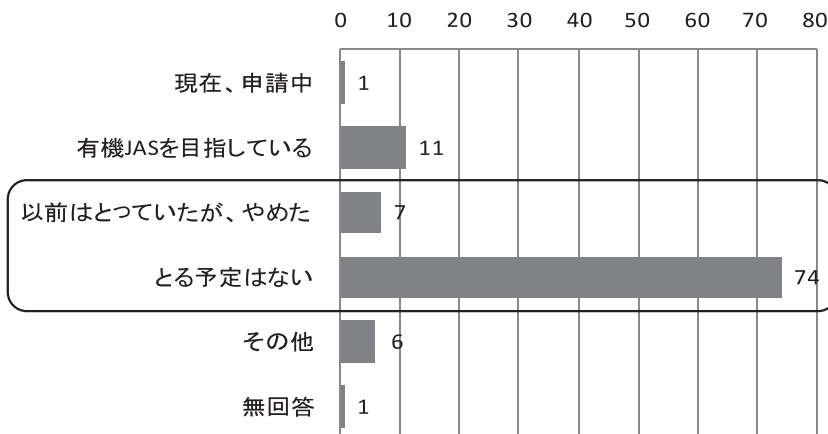
で、農業者全体の平均 66 歳より若い。

有機 JAS 認証の取得状況を見ると、2010 年は、取得農家数（格付実績）約 4000 戸（3994 戸）、他方、取得していない農家はその 2 倍の約 8000 戸（7865 戸）に上る。有機農家数の推移を見ると（図表 1）、有機農家戸数は全体として増加している。そのうち有機 JAS 認証農家は、2008 年 3830 戸、2009 年 3815 戸、2010 年 3994 戸と低迷し、約 4 千戸で頭打ちになっている現状である。他方、有機 JAS 非取得有機農家は 5 年間で約 20% 増と、着実に増加している。

有機 JAS 非取得有機農家の有機 JAS 認証取得の意向については、「とる予定はない」74%、「以前はとっていたが、やめた」7%を合わせると 81% に及ぶ（図表 2）。

次に、取得しない理由をみると、その理由としては、「取得にかかる費用が高い」（20.0%）、「申請書類が煩雑すぎる」（19.4%）、「とるメリットがない」（8.9%）等と回答している（図表 3）。谷口は、選択肢のうち、上から 4 つ、すなわち「取得にかかる費用が高い」「申請書類が煩雑すぎる」「とるメリットがない」「有機 JAS は信用できない」と回答した 54% は、「JAS に批判的」で

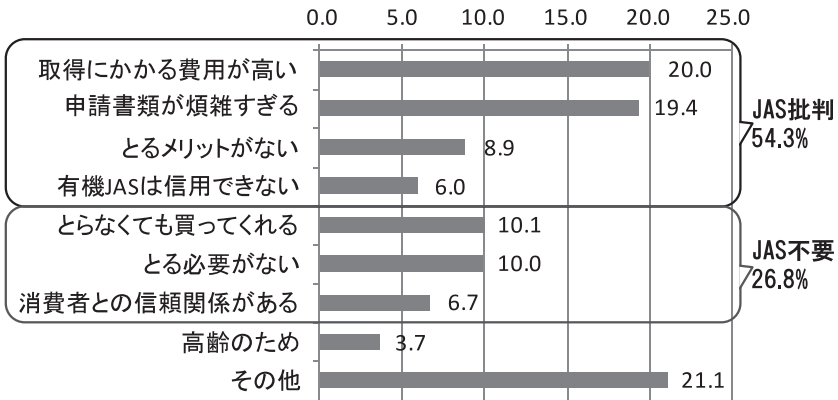
図表 2 有機 JAS 非取得有機農家の有機 JAS 認証取得の意向



出典 MOA 自然農法文化事業団『有機農業基礎データ作成事業報告書』（2011）

注 p. 23 により谷口吉光作成

図表3 有機JAS認証を取得しない理由



出典 MOA 自然農法文化事業団『有機農業基礎データ作成事業報告書』(2011)

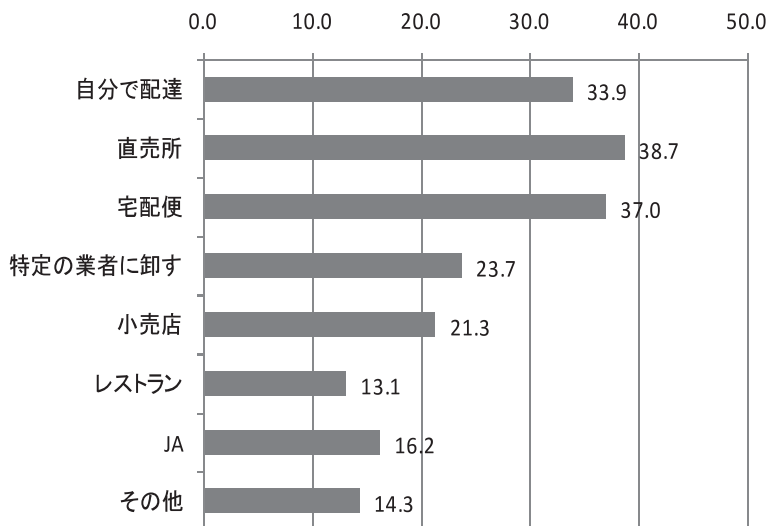
注 谷口吉光作成

あるとまとめ、次の3つ「とらなくても買ってくれる」「とる必要がない」「消費者との信頼関係がある」の計26.8%は「JAS不要」論といえると分析している。

以上のように、谷口は、有機JAS非取得農家の意識は、「JAS批判」組（5割強）、「JAS不要」組（3割弱）に分かれると分析している。さらに分析すれば、これには、販売先とも関係があることも明白であると筆者は考える。図表4は、有機JAS非取得農家の「有機栽培農産物」（谷口は、有機JASを取得していない有機農家の生産物をこのように呼んでいる）の販売先をとりまとめたものである（複数回答）。このうち、「自分で配達」（33.9%）、「宅配便」（37.2%）「レストラン」（13.1%）は、特定の消費者・実需者への直送であるし、「直売所」（38.7%）は不特定多数向けの直売、「小売店」（21.3%）も中間業者は入っていない直送である。他方、「特定の業者に卸す」（23.7%）、「JA」（16.2%）となると、その後の流通ルートによってはさらに不特定多数の小売店や卸売市場・中間業者が介在する場合が考えられる。

「顔のみえる」配達やじかに注文時に話ができる直送・直売においては、さらにこれらが継続的な取引であれば、栽培方法や使用資材などについても知ら

図表4 有機栽培農産物（有機 JAS 認証非取得農家）の販売先



出典 MOA 自然農法文化事業団『有機農業基礎データ作成事業報告書』（2011）

注 p. 21 をもとに谷口吉光作成

備考 谷口は、有機 JAS 認証非取得の有機農家が栽培する農産物を「有機栽培農産物」と表記している。

せることができるので、JAS マークは不要であろう。販売先では「小売店」「JA」（農協）の割合が比較的低くなっているのは、不特定多数向けには JAS マークが必要であるからと考えられる。いずれにしても、「JAS 批判」組が 5 割以上に上ることは、その多くは、何らかのわかりやすい有機を示す表示類の必要性はあるが JAS 制度には批判的であると読み取ることができる。また、「有機 JAS 認証取得の意向」（図表 2）で、（有機 JAS 認証を）「とる予定はない」（74%）の内訳には、認証が不要なわけではなく、「有機 JAS 批判」組が含まれていることに注意し、このことを重くみるべきである。

(3) 諸外国で高まる IFOAM が提唱する PGS（参加型保証システム）への関心  
有機 JAS 検査認証制度にみられる第三者認証を伴う基準認証制度は、欧米で発達し、これを国際的に推進してきたのは IFOAM である。コーデックス委

員会での国際規格（有機食品の生産等に関する基準（ガイドライン））の策定にも積極的に関わり、1997年には認証を伴う国際規格がコーデックス委員会総会で合意をみた。その後、日本をはじめ各国がこの国際規格との整合性を求められるようになった（前述のように、日本では1999年にJAS法一部改正で導入）。

だが、当のIFOAM内部においても、第三者認証制度は地産地消の地域での有機農業の推進や小規模農家の有機農業への転換・発展を阻害しているという認識が広がってきた。そこでIFOAM世界理事会は、2003年から2013年にかけて、有機農業運動の原点に戻ろうと、基準や有機保証のしくみを根本から見直す取組みを行った。ピノ・レノルド副会長（当時）が呼びかけた2004年4月のブラジル・トレスでの「オルタナティブな認証に関する会議」を契機にその後もワーキンググループが設置されて熱心な検討が行われ、2005年には地域に焦点を当てた、生産者・消費者相互の信頼に基づく有機農産物の「参加型保証システム」（PGS）が既存の第三者機関による認証制度と並ぶもう一つのIFOAMの有機保証のしくみ（OGS—Organic Guarantee Systems）として体系化された<sup>(10)</sup>。

IFOAMのこのような有機農業の地域自給・地産地消型、小規模農家擁護への方向性は、2000年代になると強まり、2005年9月の第15回IFOAM世界大会・総会（オーストラリア、アデレード）での事務局長交代で強化された。2011年9月、第17回IFOAM世界大会・総会においてその方向性は、新会長にアンドレ・ロイ（オーストラリア）、副会長2人は、ロベルト・ウガス（ペルー）とガビ・ソト（コスタリカ）、他にスペイン、スイス、ガーナ、ナミビア、インド、カナダ、オランダから計10名が選出されたことでさらに強まった。大会では、大会本会議におけるPGSについて、南米・北米・豪州・南アフリカ・中国・アジアなど地域毎の分科会がもたれ、CSAの国際連携ネットワークURGENCIによる一連の分科会（「CSA meets PGS」）も開催された<sup>(11)</sup>。

PGSは、農家と消費者の信頼と連携に基礎をおいた認証／保証のしくみで、



有機農業の理念や目的を共有する農家と消費者、直接の流通に携わる人などの関係者の参画により、透明性、対等性を確保しつつ行われる。参加する農家の農家同士の相互評価（ピアレビュー）は農家にとって教育的価値を持つものとなるし、農家を訪ねる消費者にとっては、それが有機農業についての教育過程にもなり、より深い確証を得ることができる。ねらいは、主に家族農業農家・小規模農家が、地域（ローカル）の「有機」表示やマークが必要とされる市場（マーケット）に向けて、より簡便で経費のかからない方法で信頼度の高い認証／保証を与えていくことにある。公式の「有機」の認証システムとなることもねらいで、すでにブラジルでは法律により認められている。ニュージーランドやフィリピンでも公的なものとして通用しつつある。

このしくみで重要な点は、参加型有機マークを付けるまでの過程で、消費者が有機農業への理解を深める教育的なプロセスとなっている点である。そしてまた、第三者機関の検査がいわば性悪説に立つものであるのに対し、このしくみは誇りと尊敬、相互の「信頼」を基礎に置くものといえる。

PGS は、有機生産等の規格基準に適合していることを示す表示という点では表示認証のしくみであるに違いないが、「認証を超える」ものと言われている。単に表示認証の手段を超えて、このしくみのもつ農家相互の交流、農家・消費者の交流、消費者相互の交流、地域・コミュニティでの活動などが総じて有機農業推進にも地域の発展にもつながっている。

欧米では1990年代から2000年代にかけて、日本の「提携」と同様の理念や方法をもつCSA（Community Supported Agriculture 地域支援型農業）が盛んになりはじめ、今では世界各地でそれぞれの呼び名で育っている<sup>(12)</sup>。そして今日、そうしたCSAとIFOAMのPGSが出会い、双方が相まって地球規模の有機農業の世界に新風を吹き込んでいる。

### 3 「有機」表示認証の改善と当面の措置の提言

#### (1) 「有機」表示認証に関する日有研の提言

第二期有機農業基本方針へ向けた議論の中で、日本有機農業学会、日有研などがこの「有機」表示問題で具体的な問題提起と提言を行い、それらを汲んで全有協、有参協と日有研は3団体共通提言（2013年3月19日）でも他の項目と並んで「有機農業の推進に資する有機表示や認証についての話し合いの場を設ける」ことを提案した。

さらに日有研は、上述のような、特に有機農業に特徴的な家族経営農家で小規模の有畜複合農家が有機JAS認証を取得しない、あるいは有機JASに批判的である実情を重くみて、他の項目と共に「追加提言」（2013年6月15日）を行い、その過程で第三者認証制度を超える改善の方向性と具体的な当面の措置を示す「有機に関する表示と情報提供について」（2013年5月14日）と題する詳細な追加資料も提示し、この問題について「基本方針」第二期で国・地方公共団体がより積極的に取り組むよう要望した。

「はじめに」で述べたように、結果として「基本方針」には、このような議論を明瞭に反映する文章は盛り込まれなかった。だが、JAS法の規制範囲等について周知を図ることを通して有機JAS認証を取得していない有機農家が表示・情報提供をやすくしていくことや、そのような表示・情報提供のあり方について検討を進め、有機農業の推進に資する表示認証制度のあり方について話し合いの場を設けることに留意することについて、食料農業農村審議会企画部会に設置された有機農業に関する小委員会の検討の中で金子美登委員の意見に答えて、近藤農業環境対策課長が「重く受け止めている」と回答している<sup>(13)</sup>。

したがって、「基本方針」に記載された「有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及

び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。」や「JAS法に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要である。」の中には、このような意味合いが含まれているのである。

## (2) 第三者認証制度を超える改善の方向性

日有研の主張は、有機農業の本来の姿は、有機農業推進法の理念規定においても確認されるように、農場内・地域内循環を大切に、農場内・地域内の生物多様性を維持・増進し、消費者との交流や連携を促進し、友好的な人間関係を発展させる農業である。この有機農業の本質・理念からすれば、小規模の有畜複合家族農業の進展、有機農家と消費者との「提携」や地産地消を推進する地域的な市場の発展こそが有機農業に最もかなっている。したがって、「有機」表示や認証方法についても、そうした小規模農家の地域・国内流通などの実情に即したのも取り入れていくことが望ましいというものである。

有機JAS認証制度が導入された時（1999年）、日有研は反対し、「提携」での取引や小規模農家には強制認証を除外するよう要望した。だが、その時の農林省側の説明は、日常的に交流のある「提携」においては人と人との交流の中で栽培情報も行き来するので、「農産物自体に表示は必要ないでしょう」というものだった<sup>(14)</sup>。JAS法が農産物等の規制対象とする表示は、農産物の「容器・包装・送り状」に記載する表示のみを指しているからであった。だが、近年は、過剰な規制が行われる実態も見受けられるようになった。有機JASの規制対象外である「有機農業でつくっている」というような情報提供さえ堂々と名乗れない事態が広がっているのである。

再確認してみると、有機JAS認証の根拠となっているコーデックスの有機食品の基準・認証に関する国際基準には、その前文で、生産者と消費者の密接な関係による取引は普遍的にみられ、そうしたところでの表示認証のルールは

必要ないが、距離が離れた場合に、当該基準や表示認証が必要になるのでこの基準を定めるという旨の記載がある<sup>(15)</sup>。そして、重要なのは、ここでは有機表示に認証は必要とされているが、それを第三者認証だけに限定しているわけではないことである。そのため、ブラジルで公式に第三者認証と並んで参加型認証が認められるということも可能になっているのである。

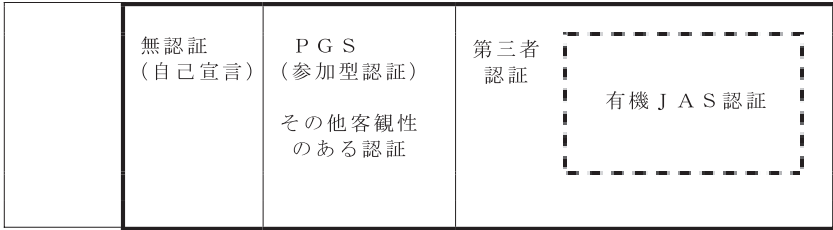
したがって、有機農業推進第二期においては、「有機」表示に関しても、有機農業推進法によって、この法の規定する総合的な有機農業推進施策の一環として、有機農業が推進されるにふさわしい表示制度が設けられるべきである。現行の有機 JAS 検査認証制度は、有機農業推進法より 6 年前に導入された下位法制に過ぎないので、この現状を改め、表示や認証の面でも積極的に有機農業を進めるべきであると、日有研は提言している。

現状では有機 JAS 認証を取得していないために「有機」についての積極的な表示や情報提供ができないている多くの小規模の有機農家が、他の方法でそれぞれ「有機」を表示したり情報提供をするようになれば、消費者の有機農産物や有機農業に触れる機会も増大する。特に、小規模農家や新規参入農家が入り込みやすい地域的な市場など、消費者に有機農家の姿が見えるような中で、情報提供できることで消費者の関心も高まるであろう。とりあえずは、そうした表示・情報提供のあり方についての話し合いの場が必要であり、既存の有機 JAS 検査認証制度との調整も含めて、話し合いや試行錯誤の活動に対して、国・地方公共団体の側面的な支援が望まれる。

具体的にみると、次のように整理できると日有研は述べている<sup>(16)</sup>。

図表 5 は、有機農業の範囲と認証の範囲をみたものだが、これをみると、有機農業推進法が対象とする有機農業は幅広い。ちなみに、有機農業推進法の「有機農業」の定義（第 2 条）は、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」である。

図表 5 有機農業の範囲とコーデックス有機認証, 有機 JAS 認証の範囲



← コーデックスの許容範囲 →

← 有機農業推進法の有機農業の範囲（環境保全型農業直接支払の対象） →

※コーデックスの許容する有機認証の範囲（太枠内）

備考 本城昇作成

コーデックスの規定（ガイドライン）による有機認証の範囲は、①無認証（自己宣言）、②関係者間の二者認証や PGS など）、そして③第三者認証に分けることができる。そして有機 JAS 認証をみると、③第三者認証の中に、さらに限定された位置づけをもつ認証であることがわかる。

コーデックスの枠内でも、有機 JAS 認証制度のような厳格な第三者認証以外の対応が可能である。コーデックスは、検査認証制度として、検査認証の客観性を求めているが、その第三者性の客観性までも求めているわけではないのである。したがって、PGS もコーデックスの許容範囲内に入ってくることになる。第三者性が緩められると、ある程度のコンサルティングも可能となる。PGS 認証有機農産物の流通は、ブラジル、ニュージーランド、フィリピン、インドなどで、国流通まで認められている。

また、アメリカでは、販売額が年間 5000 ドル未満の小規模な有機農家は無認証で「有機」表示が可能であることをみても、小規模農家の無認証をコーデックスは許容しているとみなすことができる。

したがって、取引特性や流通の状況に合わせた制度的対応が可能であり、その対応のあり方は、次のようになるだろう（図表 5）。

- ①有機 JAS 認証（厳格な第三者認証）
  - ・輸出や国内の遠隔地での大量流通に適した認証

図表 6 認証方法と販売範囲についての制度のあり方

	輸出	国内全域	地域市場 (県・市町村内)	提携
有機 JAS 認証 (厳格な第三者認証)	○	○	○	○
PGS その他の客観認証 無認証		○ △	○ ○	○ ○ ○

備考 本城昇作成

## ②PGS

・外国の例に見られるように、国内市場に限定して認められる認証

## ③その他の客観性のある認証

・認証が客観的であればよく、PGS 以外にも認証制度があり得る。例えば、地方自治体（県・市町村）が環境保全型農業直接支払の有機農業部分の支払に関する申請・報告書類を活用した確認（認証）を行うことも考えられる（地方自治体が申請・報告書類に基づいてチェックすることになっているので、真正性の確認（認証）においてはそれを確認資料として活用できる）。

## ④無認証

・日本の有機農業の特徴である有機農家と消費者との「提携」については、次に述べるとおり、すでに日本有機農業研究会と農林水産省との間において、JAS 法の規制対象とならない表示媒体において、「有機」に関して表示・情報提供できることが確認されている。

・「提携」の有機農家がこれを積極的に活用するのみならず、国や地方自治体も「提携」の有機農家については無認証でも堂々と「有機」と表示・情報提供ができることを確保するとともに、積極的に支援・推進していく必要がある。

### (3) 現行 JAS 法の枠内での「有機」表示と情報提供の活用

以上のように「有機」表示は、有機農業推進法の下での新たな展開が求められるが、当面は現行 JAS 法の枠内で、今日出されている表示認証をめぐる課題に対処せざるをえない。現在、表示に当たり認証が必要となる「指定物資」に指定されているのは、「有機農産物」及び「有機農産物加工食品」である。JAS 法が、規制の対象としているのは、「商品及びその包装、容器、送り状」だけである。

まず、このような JAS 法の定める「有機」表示の限定的な規制対象を再確認し、有機 JAS 非取得でも一定程度の情報提供が可能であることを周知させることである。有機農業の推進＝有機 JAS 認証制度の推進」という考え方から脱却すると共に、有機農業の現場でまみられる過剰な行政指導や不当な干渉により、このような情報提供が抑制されている実態を改めることが望まれる。

そのためには、現状では、農政局や消費技術安全センター等の仕事として、JAS 法による表示の監視の仕事だけが意識的に取り組まれているが、有機 JAS 制度においては、このようなタイプの情報提供も可能であることを周知させる仕事も積極的に採り入れるべきであろう。特に、「提携」や地域での顔のみえる直売などにおいては、むしろ、こうした情報提供を活用できるよう、行政及び関係機関は積極的な支援を行うべきである。

JAS 法 19 条の 15 第 2 項は、認証のない指定農林物資について、「当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に……当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない」としている。したがって、農産物と加工食品に、認証なく「有機〇〇」「オーガニック〇〇」などの表示をすることは禁止される。だが、JAS 法の規制対象外、すなわち「農産物本体及びその包装、容器、送り状以外の表示媒体」については、「有機」である旨の表示・情報提供をすることは許容される。たとえば、次のような表現をあげることができるであろう。

「有機農業を行っています。」「有機農業者です。」「有機農業でつくって

います。」「有機農場からまっしぐら!」「有機朝市」「有機農業コーナー」  
「私の農場の野菜や米は、有機農産物です」など。

なお、念のために述べれば、有機農業でつくっていない農産物に関してこの  
ような情報提供をすれば、これは、不当な表示を取り締まる法律である「不当  
景品類及び不当表示防止法」に抵触する。この法律の対象とする「表示」概念  
は、口頭での説明やちらしなどの広告も含まれる幅広いものである。

すでに述べたように、JAS法の規制対象とならない表示の範囲について、  
特に「提携」に即して述べた「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ  
&A」（農林水産省消費・安全局表示・規格課，2014年1月，問24-8）があ  
る。それは次のとおりである。なお、次の問いで、「有機農産物の認定生産行  
程管理者になる」ということは、有機JAS認証を取得するという意味である。

（問24-8）日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販  
売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならなければ  
なりませんか。

（答）

産消提携を行っている場合であっても生産した農産物に「有機」の表示  
を行い販売する場合は有機農産物の認定生産行程管理者になる必要があります。  
ます。

産消提携は、生産者と消費者の特別な信頼関係に基づいて行われている  
販売形態であり、商品の購入前・購入時に生産に関する幅広い情報の開示  
と交換が行われていると考えられます。このような場合は、既に商品（農  
産物）の生産に関する状況（有機農産物の日本農林規格に基づいて生産さ  
れたものであること等）について幅広い情報の開示が行われており、商品  
に対して「有機」と表示することができなくても特段の支障はないと考  
えています。

なお、商品及びその包装、容器、送り状以外のもの、すなわち商品を説



明するパンフレット，注文書等については規制の対象になりません。

## 1 規制の対象となる表示

- (1) 指定農林物資に貼付された有機表示のシール
- (2) 指定農林物資を入れた容器，包装若しくは送り状（商品に併せて発給される納品書・仕切り書等のことをいう。以下同じ。）に付された有機表示
- (3) 陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示

## 2 規制の対象とならない情報提供

- (1) 新聞，雑誌，インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文（指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明しているものを含む）
- (2) チラシ，パンフレット，ニュースレター及び看板における上記と同様の記載
- (3) 次週供給される物品の注文案内チラシにおいてどれが有機かを示す記載（写真やイラストを含む）
- (4) 注文書上においてどれが有機かを示す記載
- (5) 顧客が選択した後に，配送される野菜ボックスに入れられたニュースレター等であって，どれが有機野菜であるかが分かるよう説明した文書

このQ&Aにより、「提携」については，すでに日有研と農林水産省の間で、JAS法の規制対象外の表示媒体において「有機」に関する表示・情報提供ができることが確認されている<sup>(17)</sup>。国や地方自治体は、これを活用して、「提携」の普及・発展を積極的に支援・推進していくことが望まれる。

## 4 IFOAMのPGS（参加型保証システム）の可能性

### (1) IFOAMが提唱するPGSのねらい

以上みてきたように、コーデックスの有機の範囲においても第三者認証によらない方法での認証が可能である。そこで注目されるのがIFOAMが提唱するPGSである。既述のように、より簡便な方法を採用することで小規模農家にも手の届く認証となっている。これはすでに述べたように2004年からIFOAMのPGSワーキンググループをはじめとする多くの検討により策定されたが、世界各地の実践例のなかから導き出されたものである。アメリカでCSA運動のリーダー的存在であるエリザベス・ヘンダーソンも参画しており、CSAの理念や方法（「提携」と共通）も踏まえられている。

PGSは、農家と消費者の信頼と連携に基礎をおいた認証／保証のしくみで、有機農業の理念や目的を共有する農家と消費者、直接の流通に携わる人などの関係者の参画により、透明性、対等性を確保しつつ行われる。参加する農家の農家同士の相互評価（ピアレビュー）は農家にとって教育的価値を持つものとなるし、農家を訪ねる消費者にとっては、それが有機農業についての教育過程にもなり、より深い確証を得ることができる。ねらいは、主に家族農業農家・小規模農家が、地域（ローカル）の「有機」表示やマークが必要とされる市場（マーケット）に向けて、より簡便で経費のかからない方法で信頼度の高い認証／保証を与えていくことにある。

PGSの要素と特徴は、次の定義に沿って取りまとめられている。

PGSの定義は次のようである。

「参加型有機保証システム（PGS）は、地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生消交流の基盤の上に、消費者等の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認定する。」

(原文 英語)

Participatory Guarantee Systems are locally focused quality assurance systems. They certify producers based on active participation of stakeholders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange.

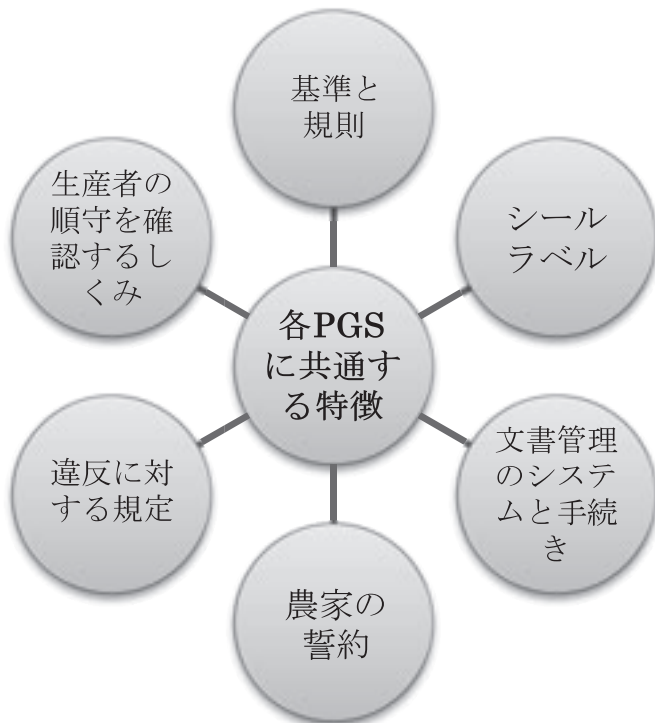
**PGS の要素** (Key Elements)

①共通ビジョンの共有, ②参加型, ③透明性, ④信頼=尊敬に基づくアプローチ, ⑤永続的な学習過程, ⑥対等性

**PGS の特徴** (Features of PGS)

①基準・規則は, 民主的 PGS の過程を経て関係者によりつくられるものであ

図表7 PGSの要素と特徴の図



IFOAM 編『PGS ガイドライン』より



IFOAMは、申請に基づき、各 PGS の機関認定もしている。認定を受けたことを示すマーク



IFOAMの PGS についてのリーフレットの表紙 (IFOAM ウェブサイトに掲載)

る、②草の根組織、③小規模農業にふさわしい、④原理と価値は、農家の生活と福祉を高める、⑤文書管理のシステムと手続きを定めている、⑥基準・規則を農家が順守していることを検証するメカニズムである、⑦農家を支えるしくみである、⑧基準・規則に同意することを示す「農家の宣誓」を行っている、⑨有機であることの証明となるシール・ラベル表示を行える、⑩基準を順守しない農家に対する規定をもつ。

**(2) 認証を超え、地域の持続的発展を促す PGS**

IFOAMは PGS に関する多くのパンフレットやポスター、また、ニュースレター『グローバル PGS ニュース』を出し、普及に努めている。それらの資料でも、PGSは「認証制度を超えるもの」、「地域の力、知恵、地域経済の発展を強める」と言及されているように、PGSは有機農産物を求める消費者に信頼性の高い保証を与える点で第三者認証制度と目的は同じであり、両者の違いはアプローチの違いによるものであるが、単なる農産物に付けるシール・マークの発行に留まらないものであることが強調されている。

地域の農家、消費者は、実践的な教育過程に共に携わり、直接取引や地域市

場の場づくりを通して地域の持続的な発展に寄与することになる。世界大で活動する IFOAM としては、このことが特に、途上国に広がる農村地帯における貧農層の内発的で持続的な発展に寄与することを思い描いている。ブラジルをはじめ南米で取組みが進められている。インドでは、IRRD（総合的地域開発機関）所長のジョイ・ダニエルが識字率も低い農村地帯をもり立てる手だてとして PGS に取り組んでいる。やはりインドのマシュウ・ジョンは、現在、IFOAM 世界理事を務め、IFOAM 内の PGS 委員会委員も務めるが、同氏は膨大な貧困層の農村家族を背景として、キーストーン財団で PGS を進め、インドの PGS オーガニック・インディア協議会の設立に尽力している<sup>(18)</sup>。アフリカ地域は、以前から IFOAM が有機農業の導入を図ってきたが、ここでも PGS の取組みが活発に行われている。

だが、いうまでもなく、PGS は途上国のためだけのものではない。フランスでは、1980 年代からナチュラル・エ・プログレは、PGS タイプのものを地域的な有機の保証システムとして確立していたという。EU こそ、国際標準の有機基準・規則を第三者認証によりシステム化して 1990 年代から実施に移してきた地域である。今、ナチュラル・エ・プログレは、自分たちのしくみを PGS と重ね合わせ、さらにフランスでの有機マーク（AB マーク）の基準認証のしくみとも重ね合わせた実証プロジェクトに取り組んでいる<sup>(19)</sup>。

アメリカでは、2002 年から連邦農務省の統一的な有機認証マーク（USDA オーガニックマーク）を義務づける全国有機農業生産基準による第三者認証の制度が施行され、このあたりから有機認証マークを活用した大規模な流通や有機への大企業の参入が増え始めた。この変化のなかで、従来の有機認証機関が有していた有機農家への教育的な活動なども失われたとヘンダーソンも述べている<sup>(20)</sup>。

ウージェンシー  
UGENCI（むらとまちの新しい連帯＝国際提携ネットワーク）（2004 年、フランスにおいて結成）は、世界の CSA、AMAP、提携などの提携組織であり、世界各地に呼び名は異なるものの提携と同様の理念や方法をもつ取組みが存在

する。URGENCIの第4回国際シンポジウムを兼ねた「地域をささえる食と農神戸大会」(2010年2月)の分科会ではPGSが取り上げられ、翌年に韓国で開かれた第17回IFOAM世界大会では、IFOAMとして世界各地におけるPGSの取組みを紹介する分科会が設置されると共に、URGENCIによる企画として、「CSA meets PGS」(CSA, PGSと出会う)と題する一連のワークショップも開かれた<sup>(21)</sup>。

CSAのように、地域で活動する小規模農場や地域の直接取引においてこそ、このような直接的参加によるしくみは実現が可能になる。活動がボランティア活動であれば、コストは低く押さえることができ、文書作成・記録保持を簡素化でき、小規模農家の手にも届く認証となる。

### (3) 日本でのPGSの可能性

日本では、1970年代に始まった「提携」において、生産者・消費者の活発な交流が行われ、相互に学びあう機会を多くもってきた。そうした「提携」では、「有機JAS」などのマークは必要ない。また、一部の生協は、環境・安全配慮の農産物等の内部的な確認や監査などを行っている(例 生活クラブ生協—「安全・健康・環境」についての「自主管理監査制度」を1997年度から開始、パル・システム生協の公開確認会など)。そしてまた、日本の有機農産物の流通は、そうした生産者—消費者のつながりを重視する形で宅配事業や小規模の自然食品店などに多様化してきたことから、有機JASマークに拠らない情報提供による販売が行われていることが多い。

だが、TPP、EPAなど貿易自由化へ向かう動向により、相対的に安い農産物がさらに日本に流入してくる状況があることや、国内においても従前からの大規模化政策が進められ、企業の農業参入が予想できる今日、地域における生産者と消費者の連携強化や、有機農業への転換・拡充に果たすPGSのもつ役割に注目すべきであろう。特に 小規模経営の有機農家(農場)にPGSによる認定を採り入れる形で、地域における有機農業の広がりを図っていける可能

性がある。それにより、生産者－消費者のつながりを面的に拡げ、地域の農業と暮らしを総合した持続的な社会づくりの足がかりとすべきであろう。

PGS の活用については、有機農業のもつ豊かな環境を示す生きもの（生物多様性）に着目した「ネオニコフリー基礎基準・生きもの認証システム」<sup>(22)</sup>の取組みにおいてすでに PGS の考え方や方法が採り入れられている。参加者（消費者）は、有機農業のもつ多面的機能、とりわけ地域の環境創造に及ぼす良い影響（生きものがふえる、農業害虫の天敵がふえる、みつばち・ハチなどの保護など）を実際に田畑で観察したり調査活動を行うことを通して、そこで行われている農業が有機農業であることを知り、一定要件に則って有機表示の認定を行うしくみである。特に生きものの豊かさに着目したことは、有機農業推進法の定義にもみられるように、有機農業では化学肥料・農薬を使わないというように、「使わない」ことは見ることができないが、その結果としての豊かな環境（生きものが多い）は実際に見ることができるので、消費者にとっても有機農業を実感できる。このような取組みは、従来の有機農産物の一般消費者のイメージが安全性にかたよってきたことを是正し、環境との関連をより強くイメージできるようになるという意味でも重要であろう。

#### (4) PGS 視点をもつ「提携」の推奨活動

日有研は、2014年2月に開催した第42回日本有機農業研究会総会で、「有機農家と消費者との「自給」「提携」のいっそうの普及活動」を「今年度の活動の方向性」の中で決めた。グローバル化と産地間競争は有機の世界にも及んでいるが、そうした「グローバルイゼーション」に飲み込まれない対抗軸として「提携」を改めて位置づけ直し、地域に確かな農と食を残していくために「自給」「提携」を呼びかけようという内容である。

そのため、消費者がより速やかに「提携」有機農家やその農産物にアプローチできるようにするため、当該農家が「提携」農家であることや、「有機農家」であることについて、一定の要件と手続きを明らかにし、該当する農家を推奨

していくプロジェクトを立ち上げることにし、その中でPGSを採り入れようとしている。

今日の有機農家は、「提携」を主としていても、多様な販売ルートをもっている。地産地消における直売所や地域の小規模店舗やレストラン、イベントなどへの出荷では、やはり有機表示は必要とされるであろう。そのような時、「有機農業でつくっている」ことを気兼ねなく表示・情報提供できるようにすることも必要である。そのためには、「提携」内部における生産者・消費者の情報交流に留まらず、客観性・透明性をもつ確認方法があったほうがよい。

そこで、「提携」推奨プロジェクトでは、まず、PGSの次の点に着目する。

- ①家族農業・小規模農家を対象
- ②地域流通／ローカルマーケット
- ③「農家」（農場）が有機農業で生産していること

PGSの要素とされる農家の「宣言」には、日有研の「有機農業のめざすもの」や「提携10か条」、有機農業の簡潔な定義（IFOAM）と4つの原理などを参照しつつ、関係な宣言をつくる。

そしてまた、PGSでも指摘される特徴である「客観性」「透明性」「公開性」を追求したしくみにする。

要するに、ねらいは、単にマークを見て買うだけの消費者をつくるのではなく、生消の学習・教育を重視、農家訪問や農場での縁農・交流などを積極的に評価することを通して、農業や農村のこと、農家のこと、あるいは広く社会的問題（たとえば農業問題など）を考えられるような消費者を育成していくことである。このような取組みは、有機農業推進政策に限らず、地産地消や食育（食育基本法は2005年公布）の取組みなどとも連携して行われれば、いっそう効果的であろう。



## おわりに

日本で有機農業運動が取り組まれるようになったのは1970年代初頭まで遡るが、国の政策として取り組まれるようになったのは、まさに有機農業推進法が制定された2006年になってからのことである。1989年に農林省（現農林水産省）に「有機農業対策室」は設置されたが、外部からの問い合わせ窓口という性格にすぎず、1992年、国連環境開発会議（地球サミット）が開かれた年に国際的動向を反映して、農林水産省内で横断的な「環境保全型農業」に取り組むこととしたが、化学合成肥料・農薬を2~3割削減するものを環境保全型農業とし、5割以上節減したのものには「特別栽培」という表示ができるというものなど、すでに民間で始められ成果をあげてきていた有機農業の取組みは無視されるも同然の扱いであった。

1988年の「農業白書」に、首都圏の消費者グループ（「安全な食べ物をつかって食べる会」と千葉県三芳村（現南房総市）の有機農業の「提携」の取組みが紹介されたが、その取り上げ方は安全性に留意し品質の高い農産物をつくる農業を「高付加価値農業」と捉えたものであり、日有研の激怒をかった。しかしながら、安全性などの「付加価値」が付き、その分高く売れるので「有機」表示認証の負担は農家が負うべきものという考え方は、その後の有機JAS表示認証の考え方にも引き継がれた。

ようやく有機農業推進法ができた後も、必ずしも推進施策は順調ではなかった。助成額はあまり多くないものの、希望する自治体が有機農業の里づくりのため地域で有機農業推進を総合的に支援する「有機農業モデルタウン事業」が創設され、50自治体以上の市町村でそれぞれの施策が始まったが、2009年10月の政権交代（自民・公明党から民主党）により実施された「事業仕分け」の中で一律にモデル事業の予算が断裁されてしまった。その後は「収益力向上政策」という、有機農業を地域に広げるには使いづらい予算構成となって出足を

削がれた形になった。その後また政権が変わり（民主から自民・公明党）、「攻めの農業」の名の下で大規模化、施設化、農産物の輸出増大などが進められているのが実情である。このような中、第二期を迎えた有機農業推進基本方針の下でどのような有機農業施策が行われていくかは、きわめて重要な意味をもっている。これは農業にとどまらず、日本社会全体にとっても影響を及ぼすであろう。

今年2014年は、国際家族農業年であるということで、IFOAMは、昨年11月にこれを歓迎する記者会見（プレスリリース公表）を行った。アンドレ・ロイ会長は、以前から地球規模での食料問題、貧困、飢餓の問題などに心をくわいてきたが、この機会をとらえて、家族農業農家を支持し強化する取り組みが有機農業を担う人々を増やす道につながると、プレスリリースを出して、家族農業と有機農業のつながりを強調した。

「小規模農家は、世界の70%もの食料を生産しているが、世界の飢餓人口の50%は小規模農家である。気候変動による天候異変、例えば干ばつ、洪水、豪雨や強風がそうした農家の農場や生計を直撃している。有機農業やその他の環境農業モデルは、そのような攻撃に対する科学的基礎に立つ解決策を提示すると同時に、家族や小規模農家に繁栄をもたらすものである。」

有機農業生産に関しては、「アフリカでは、慣行農業の導入にもかかわらず、1960年代に較べ、一人当たり食料生産は10%低下している。他方、最近、デンマーク農業科学研究所が専門家を集めて行った調査研究によると、有機農業は、農業発展の持続可能なアプローチとなる潜在的可能性がある」と述べ、有機農業は、「慣行の生産システムよりもいっそうの波及力を持ちうると述べている。

そして、「土壌、水系、そして生物多様性の保全における有機農業技術についても、また、総合的で持続可能な農業経営の面でも、小規模農家は生産的になりうると共に、家族の食料保障と生計の改善を達成することができる。」と、小規模農業・家族経営農業と有機農業が密接に関わっていることを打ち出した。

先進工業国の道を歩む日本に、アフリカを覆うような飢餓や貧国は今はないが、現在もなお、世界人口の9億人以上がそうした状況下にあることを日本の私たちは考えなければならない。これからの日本の将来を見据えるなら、世界につながる地域の自給と家族農業につながるような有機農業をこそ、進めるべきであろう。金のかかる外部からの投入ではなく、エコロジカルな方法をもり立てる有機農業を国内でも進め、それらを基にした国際交流も進めなければならない。

食べものは一人ひとりのいのちと活力の源泉であり、その基には農業がある。日有研の結成趣意書は、「本来農業は、経済外の面からも考慮することが必要であり、人間の健康や民族の存亡という観点から、経済的見地に優先しなければならない。」と喝破し、食と農の現状に対して、「われわれの英知を絞っての根本的対処が急務である」と40年前に呼びかけた。有機農業は、現代社会にあって、IFOAMの簡潔な有機農業の定義が述べるように、「伝統と科学と革新を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い」「生命（いのち）・生活（くらし）の質を高め」ながら、地域社会ひいては国際社会に貢献する農業である。TPPをはじめ貿易自由化や規制緩和が進む中、地域に根差した自立する家族経営農家を基礎にした総合的な有機農業こそが現在の食・健康・農業・環境の危機的状況に対峙することができるであろう。

有機農業推進のための政策を具体的に指し示した第二期「有機農業基本方針」は、総合的であり網羅的である。国・地方自治体の取組み、とりわけ農家や消費者に近いところにある市町村での積極的な取組みが望まれる。それを実地で活かしていくのは、いうまでもなく、地域の農家であり消費者である。有機農業推進法には、その理念に、「有機農業を行う農業者とその他の関係者と消費者との連携の促進」が掲げられている。有機農業は、本来の農業であるとしてよくいわれるように、このことは有機農業に限ったことではないが、「消費者」が目先の食料品だけに関心をもつに留まらず、食卓に上る食べものが迎ってきた道を遡り、その背後にある農の営み、環境や食と農の文化に関心を寄せ、消

費者もそのことに関わっている自覚を持つことが大切であると思う。

1970年代に始められた各地での「提携」活動は、第一世代はすでに80歳代、70歳代という高齢になった。会員数の減少に見舞われている団体も少なくはないが、それでも各地で、「提携」が掲げた理念や方法は引き継がれている。新しい担い手のためにも、再度、原点から「提携」を捉え直すと共に、今後に向けて「提携」を進め拡げていくために、「有機」表示認証制度の抜本的な見直しやPGS視点の採り入れについても視野に入れて、知恵を出し合う時であると思う。

付記 本稿執筆に当たり、日本有機農業研究会有機農業推進委員会の委員本城昇埼玉大学名誉教授の協力を得たことを記して感謝の意を表したい。谷口吉光秋田県立大学教授には、第12回日本有機農業学会での個別報告を参照させていただいたことを感謝する。

なお、本稿の4「IFOAMのPGSの可能性」は、第13回日本有機農業学会(2013年12月)での筆者の個別報告発表を基に加筆したものである。

本稿は、國學院大學経済学部平成25年度共同研究「新たな協同性を求める暮らし方・働き方に関する研究」のうち、「有機農家・消費者間提携運動の展開について」の報告である。

## 注

- (1) 最近の動きでは、2014年4月26日、「首都圏近郊里山／谷戸田サミット（さとやとサミット）」が“農で培う里山資本の循環”をテーマに、『里山資本主義—日本経済は安心の原理で動く』の著者藻谷浩介の講演に加え、有機農業を営む金子美登（埼玉県小川町／霜里農場）の報告「有機農業の多面的役割」、館野廣幸（栃木県野木町／館野かえる農場）の報告「里山のいのちが育む有機農業」などの内容で神奈川県湘南台で開催された。この集会には、首都圏近郊の里山や谷戸の資源を活かして持続可能な農作業体験の受入れを行っている有機農家・団体や関心のある個人が集まり盛況だった。若者の姿もめだった。主催・首都圏近郊里山／谷戸田サミット

実行委員会。

- (2) 「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号、略称有機農業推進法)は、2006年9～12月の第165回国会において、議員立法によって誕生した。提案したのは、超党派の有機農業推進議員連盟(当時、谷津義男会長、ツルネン・マルティ事務局長、2004年11月発足)である。12月5日、参議院農林水産委員会において委員長提案により審議なし・全会一致で通過、翌6日、同本会議でも趣旨説明の後、採決、通過。衆議院も同様に7日に農林水産委員会、8日の本会議で成立した。12月15日に公布され、同日、施行された。

このような超スピード成立の背景には、有機農業運動関係者・研究者の尽力があった。院内における政策研究会の開催、日本有機農業学会における有機農業推進検討小委員会の設置が行われ、有機農業推進議員連盟における策定論議と併行して同学会の政策検討タスクフォース、「有機農業推進法試案」の策定・公表(2005年8月)が行われて、学会試案がたたき台となった。策定過程でも、有機農業運動関係者・研究者・有機農業運動団体などが意見提出などで積極的に関わった。同法制定前後に日本有機農業研究会が関連して開催したシンポジウム記録を中心とした単行本に、日本有機農業研究会編『食と農の原点—有機農業から未来へ』(日本有機農業研究会発行、2008年)がある。有機農業推進法の策定過程については、本城昇「有機農業推進政策のあり方」同書所収。

- (3) 保田茂『日本の有機農業—運動の展開と経済的考察』ダイヤモンド社、1986年による。
- (4) 農林水産省の有機農業推進担当である農業環境対策課有機農業推進班(当時、伊藤博行課長補佐)は、有機農業団体等との意見交換を数次にわたり行くと共に、有機農業推進議員連盟(2012年12月まで山田正彦会長、2013年2月以降、宮腰光寛会長)主催の同連盟総会、学習会などでの意見交換も行った。また、全有協主催の集会・検討会議などでも意見交換に努めた。
- (5) 日本有機農業学会(澤登早苗会長)は、2012年5月、学会内に「有機農業政策提言グループ」(代表谷口吉光秋田県立大学教授、13名)を立ち上げて提言に向けて検討を重ね、「『有機農業推進基本方針』(第二期)策定に向けた提言」をとりまとめて、8月3日には有機農業推進議員連盟(当時、山田正彦会長、篠原孝副会長)に提言を行った。その後も10月5日に院内で意見交換会を開催した。2012年12月8～9日、東京農工大学を会場に開催された第13回日本有機農業学会大会においては、全体セッション1で「有機農業推進法成立からの6年を振り返る」のテーマでパネルディスカッションを行い、総括と提言を行った。前者の8月3日の「提言」は、谷口吉光「有機農業推進基本方針第二期へ向けて」『土と健康』No. 439、2013年1・2月合併号、日本有機農業研究会、後者は、同大会資料、日本有機農業学会、2012年12月発行。
- (6) 日本有機農業研究会(佐藤喜作理事長)は、2012年秋から具体的な提言につい

て会の「有機農業推進委員会」（魚住道郎委員長）において検討を行い、理事会などでの討議を経て、「有機農業推進基本方針（第二期）策定に向けての提言」を取りまとめ、2013年2月8日、有機農業推進議員連盟及び農林水産大臣に提出した。併行して、関連する会議等に出席し、提言実現に向けて働きかけた。5月14日、「『有機』に関する表示・情報提供について」の資料を取りまとめ、農水と意見交換、6月15日、「追加提言」を取りまとめ、前述5月14日資料と共に、再度、推進議員連盟、農水大臣宛提言提出。その過程で、全国有機農業推進協議会、有機農業参入促進協議会と連携し、3団体共通項を取りまとめ、2013年3月19日に農林水産省が主催した「有機農業の推進に関する全国都道府県等担当者会議」で発表した。（なお、同会議では、日本有機農業学会、日本有機農業研究会、後述の全国有機農業推進協議会、有機農業参入促進協議会それぞれが、提言を披露した。）その後、3団体共通提言については、「基本方針」の具体案が出されてから、採り入れられていない重点項目のうち6点について11月7日に3団体で「要請書」を提出した。

2012年2月8日の提言は、会誌『土と健康』No. 440、2013年3月号に掲載。「有機」表示関係については、「『有機』表示と認証をめぐる課題を提起—消費者参加型保証（PGS）を視野に」『土と健康』No. 446、2013年12月号に掲載されている。

- (7) 全国有機農業推進協議会（金子美登理事長）は、本文で述べたように、理事会やホームページに案を提示しての検討などを経て、2012年5月7日には第4次提言を取りまとめ、議員連盟、農水大臣宛に提出した。

有機農業参入促進協議会（山下一穂会長）は、農政全体の中で有機農業を積極的に位置づけるべきことと、特に参入促進（新規、慣行栽培からの転換）、研修などについての提言をまとめて、同様に提出した。

- (8) 蔦谷栄一は、農林中央金庫、㈱農林中金総合研究所基礎研究部長、同常務取締役を経て、2005年6月から特別理事（座長当時含む）。現在、農的社会デザイン研究所主宰。近著に『共生と提携のコミュニティ農業へ』（創森社、2013年）があり、有機農業、産消提携、地域再生などに詳しい。蔦谷栄一「自著を語る 共生と提携のコミュニティ農業へ」『土と健康』No. 444、2013年8・9月合併号、日本有機農業研究会。

- (9) 1992年に農林水産省は、「有機農産物等の青果物に係る特別表示ガイドライン」を策定したが、その策定過程から、主婦連合会・全国地域婦人団体連絡会などの消費者団体、日本有機農業研究会、生活クラブ生協など一部の生協が、同ガイドラインに反対し、その制度化を図る前提となるJAS法一部改正（1993年6月成立）に反対した。反対の論点は、有機農産物と省農薬・減農薬などの農薬を節減使用したものが「有機等」と一緒にされてあいまいになっている点、また、有機農業という栽培過程を示す表示がJAS法に組み込まれることに対する反対であった。

国会衆参両院の農林水産委員会では、それぞれ参考人として賛成・反対の団体代

表が登壇し、意見を述べるなど、国会内外で大きな議論となった。ちなみに、1993年6月1日開催の第126回国会衆議院農林水産委員会では、主婦連合会和田正江副会長、日本有機農業研究会澤登晴雄代表幹事、6月10日参議院農林水産委員会では、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長折戸進彦、及び前出澤登晴雄が反対の論陣を張った（同会議録。澤登の発言については1993年当時の『土と健康』に連載で転載された）。なお、この時期、「有機」表示をめぐる各方面から多くの議論があり、資料・文献は多い。たとえば、久保田執筆、国民生活センター編『有機農産物の「表示」をめぐる現状と課題—有機表示ガイドライン・JAS法改正の経過—』国民生活センター、1993年。関連して、1999年のJAS法一部改正論議については、久保田『『有機食品』のJAS認証制度と有機農業運動の視点』『國學院経済学』第49巻第1号、國學院大學経済学会、2001年3月。

- (10) IFOAMのウェブサイトifoam.orgには、IFOAMの基本方針として5項目あり、そのうちのValue Chainの中に、IFOAMの有機基準と認証システムについて、2003年から2013年にかけて改革してきた結果が説明されている。基礎基準及びそれを基にした「The Family of Standards」の採択と現在までの参加団体一覧、PGS、IFOAMの機関認定についてなど。その中のPGSの項に、PGSの定義、共通ビジョンと特徴、ポスター類、「PGSガイドライン」、「グローバルPGSニュースレター」、PGSデータベースなどが掲載されている。
- (11) 2005年9月のIFOAMアデレード大会へは筆者も出席、短信（報告）を『土と健康』誌に載せた（澤登早苗・久保田裕子「第15回IFOAM世界大会に参加して」『土と健康』No. 376、2005年12月号）。2010年2月に兵庫県で開催された「地域をささえる食と農 神戸大会」の第5分科会を「有機マーケットにおける『提携』、第三者認証、PGS」をテーマに開催。同報告は、『土と健康』2010年8・9月合併号に掲載。他に、同大会実行委員会発行の報告書がある。
- (12) エリザベス・ヘンダーソン、久保田裕子訳「世界に広がるCSA」『土と健康』No. 416、2010年6月号参照。
- (13) 「基本方針」案の農林水産省における審議は、食料・農業・農村政策審議会企画部会の下に設置された有機農業の推進に関する小委員会における4回の審議（8月21日、9月21日、10月24日、2014年2月17日）、及び企画部会（3月26日）で行われた。具体的な「基本方針」案が提示された10月24日の小委員会において、近藤農業環境対策課課長が答弁。なお、同委員会の「議事録」（生産局農産部農業環境対策課・食料・農業・農村政策審議会 企画部会、第3回有機農業の推進に関する小委員会・議事録（平成25年10月24日（木）開催／ウェブサイトで公表）には、次の発言の記載がある（傍線、引用者）。

「表示の工夫の支援については、基本方針で書く話ではなくて、運用の中でやっていく話ではないかと私は思っております。これについてもいろいろなところから意見をいただいております、今の有機JASの運用についての、いろいろな問い

合わせに対する情報提供が十分ではないのではないかというお話は承っております。

具体的に言いますと、Q&Aの中で、有機JASはここまでで、非有機JASの人がどういふ対応であれば可能なのかという整理ができていますので、その周知が十分でないという話は聞いております。それは基本方針に書くことではなくて、我々の業務の中でやることですので、重く受けとめて対応を考えていきたいと考えております。」

- (14) 農林水産省のJAS法一部改正に当たっての見解は、日本有機農業研究会等が開催した『提携』への配慮は考慮されたのかについて意見交換した2001年2月17日の集会だけでなく、国会参議院農林水産委員会(5月18日)においても、谷本巍議員の質問に答える形で答弁がなされている。この一連の経過については、次のとおり。『土と健康』による。

1999年5月 JAS法一部改定成立(2000年4月施行)。参議院付帯決議9項目の第4項に「産消提携への配慮」を入れる。※産消提携は適用除外等を要望

2000年2月17日「産消提携への配慮」は実行されたのかを問う「第三回JAS制度市民公聴会(有機食品認証制度説明会 食・農ネット主催)を開催。適用除外は容認されなかったが、JAS法が規制対象とする表示の範囲を明瞭にすることを決める。

(「JAS法改正時の付帯決議その後—『提携への特別の配慮』は、実行されたのか」『土と健康』No. 324, 2000年4月号)

2000年4月21日 日本有機農業研究会、認証なしで「有機」と情報提供できる範囲について、農林水産省宛に照会。同4月28日 農林水産省食品流通局品質課長、日本有機農業研究会からの照会に対し回答(公文書)。(「JAS法改正時の付帯決議その後(第3報-2)」『土と健康』No. 326, 2000年6月号)

2000年5月18日 参議院農林水産委員会、谷本巍議員が、改正JAS法付帯決議の実施状況(産消提携への配慮)を質疑。(「JAS法改正時の付帯決議その後(第3報-1)」『土と健康』No. 326, 2000年6月号)

- (15) FAO/WHO 合同国際食品規格委員会(コーデックス委員会)が定めた「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン CAC/GL 32-1999」(農林水産省ウェブサイトの消費安全局・コーデックス委員会の規格一覧で入手可)の「緒言」(pp. 1-3)には、次の2項目にわたり、表示規制の必要性は、生産者と消費者のあいだの距離の拡大、市場の拡大によって生じた旨が述べられている。長くなるが、引用しておく。なお、農林水産省が1992年に導入した「有機農産物等の青果物に係る特別表示ガイドライン」の適用対象は、「不特定多数の消費者」への販売に供する農産物としており、「提携」などの会員制・直接販売は適用対象とされていなかった。

「8. 消費者と生産者は密接な関わりを持っており、これは、長年にわたって培われた慣行である。市場の需要の拡大、生産における経済的利益の高まり及び生産者と



消費者の距離の拡大により、外部の管理及び認証手続の導入が促進された。

(中略)

10. 農場から消費者へ直接販売されるごく一部の農産物を除き，生産物の大半は既存の取引経路を経て消費者に届けられる。市場での不正行為を最小限に抑えるために，取引及び加工を行う企業を効果的に監査できるようにする具体的な措置が必要である。そのため，加工製品の規制は，最終製品の規制と比べ，全ての関係者による責任ある行動を必要とする。」

(16) 日有研の「有機」表示等に関する提言は，注(6)に述べたように，「『有機』に関する表示・情報提供について」の資料（5月14日，原稿執筆・本城昇）に詳しい。本節は，この概要を要約した。

(17) 「認証なしで『有機』と情報提供できる範囲について 農林水産省と照会文書で確認」『土と健康』No. 326，2000年6月号に写しが掲載されている。

(18) IFOAM とニュルンベルグメッセ主催の「ビオファー・東京 2013」（2013年10月～11月，於 東京ビッグサイト）に来日したIFOAM世界理事の一人，マシュー・ジョンから筆者が聴き取り。

(19) 『グローバル PGS ニュース』には各国の有機農業団体による取組みが報告されている。

『PGS ガイドライン』は、『PGS ガイド』といった案内であり，4つの団体（ブラジル，インド，ニュージーランド，アメリカの事例が紹介されている）。ニュージーランド等の事例については，外園信吾「ニュージーランド・ブラジル・インドにおける PGS の展開とその意義」が，第14回日本有機農業学会（2013年12月7-8日，於 東北大学大学院農学研究科）で発表されている（同大会資料に要旨）。

(20) エリザベス・ヘンダーソン，訳・解説久保田裕子「『有機』を地域の人々の手に取り戻す動き[アメリカ]」『土と健康』No. 369，370，371，2005年3月号，4・5月合併号，6月号。

(21) この第17回IFOAM世界大会へは，筆者が出席し，そのようすを次に報告した。久保田「グローバル経済下の有機農業『提携』運動—IFOAMにおけるPGSとCSAの出会い—」『社会科学論集』第136号，埼玉大学経済学会，2012年6月。

(22) 市民団体「ネオニコチノイド系農薬の使用中止を求めるネットワーク」（略称・ネオニコネット，2011年2月設立）が「ネオニコフリー」プロジェクトの一環として，「生きもの調査」「生きもの観察」や市民・消費者参加型を織り込んだ農産物の表示と認証のしくみを基礎基準として策定（2013年）した。具体的には，日本在来種みつばち協会，生きもの認証推進協会などが試行的に取組みを始めている。

